

北海道住生活基本計画（素案）についての意見募集結果

令和4年（2022年）2月25日

意見の概要	意見に対する道の考え方※
(P28) 【2】3 子育て世帯や高齢者世帯に快適な住宅の整備・活用 子供の転落事故が毎年発生していることから、妊婦や小学生以下の子供の居る家庭には1～3階の低層階に優先入居させるべきである。	本計画の「基本的な施策」では、高齢者・子育て世帯の快適な住宅のための基本的施策を記載しているところであり、原案通りとさせていただきます。 なお、共同住宅などへの転落事故に関する指導については、計画に記載はありませんが、適切に対応してまいります。
(P48～50) 公営住宅の供給の目標 公営住宅について、居住契約者と実際の居住者が違わないか、半年おきに居住状態の確認をすべきである。	本計画の公営住宅の供給の目標については、公営住宅の戸数を定めるものですので、公営住宅の管理に関することを定めていないため、原案通りとさせていただきます なお、頂いた御意見を参考にしつつ、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問い合わせ先
建設部住宅局住宅課計画係
(電話) 011-231-4111
(内線) 29-516

北海道住生活基本計画（素案）についての意見募集結果

令和4年（2022年）2月25日

意見の概要	意見に対する道の考え方※
(P6) 耐震改修工事の助成金などを活用して、大地震に備えた補強をするとよいと思う。	ご意見の趣旨については、P30 ページの【4】1.1「建築物の耐震化促進」に関して記載していることから、原案通りとさせていただきますが、ご意見を参考にしつつ、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。 B
(P59) 北方型住宅について、畳で靴を脱いで上がる和文化ではなく、土足で生活する外国型のような居住様式もどうなんだろうかと思う。	本計画の「具体的な取組」では、住宅の仕様について示しておらず、施策の方向性を示しておりますので、原案通りさせていただきます。 なお、ご意見については、道政にあたっての参考とさせていただきます。 D

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問い合わせ先
建設部住宅局住宅課計画係
(電話) 011-231-4111
(内線) 29-516